

## 6. 受託事業者の地域公共交通会議等への参画の是非

**コミュニティバスを受託している運行事業者は、地域公共交通会議等に参画する必要がありますか？**

道路運送法施行規則第9条の3では、単に「一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその団体」となっていますが、地域公共交通会議での協議された事項が申請書や届出書に確実に反映されなければならないことから、特段の事情がない限り、当該運行事業者が会議に参加することが必要です。

ただし、自らの事業にかかる議題において議決が必要な場合には議決に参加しないなど配慮することが必要です（オブザーバーとしての参加も考えられます）。

## 7. 地域公共交通会議等に参画する「住民及び利用者」の属性

**地域公共交通会議等の構成員として定められている「住民及び利用者」の具体的な属性について定めはありますか？**

法令上の定めはありません。

地域の状況や当該地域公共交通会議等で協議したい内容によって様々ですが、例えば、地域公共交通を検討する目的が「運転のできない学生・生徒、高齢者、障害者、妊産婦等の移動手段の確保」である場合は、子育て支援団体、老人クラブ、障がい者団体、地域女性団体、公募委員などが考えられます。

## 8. 他の事業者との競合路線における運賃調整

**既存の民間バス路線（対キロ運賃）がある区間に、コミュニティバスを運行（100円定額）しようとすることはできますか？**



コミュニティバスの運行に当たっては、既存の民間バス路線との競合が発生する場合のルートや運賃が、利用者にとって障害となる場合があるため、原則的には競合を回避することが必要です。

やむを得ず競合が発生する場合には、運行時刻や結節点における乗り継ぎに配慮するなど、双方が有機的に機能するように交通ネットワークを構築することが重要です。

上図の場合、停留所A・Bの位置関係や路線の特性等によっては、競合している部分だけでなく面的な競合に該当する部分についても調整が必要となる場合もありますので、運賃を設定する際には十分注意してください。

なお、協議運賃は、上限運賃及び実施運賃に準じて設定する等、合理的かつ利用者に明確な手法により設定することが望ましいとされています。①社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、旅客の利益を阻害するおそれがあるもの、②特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするもの、③他の一般旅客自動車運送事業者との間に不当な競争を引き起こすお